情報機器作業労働衛生管理要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインに基づく見直し	2010. 06. 15
2.0	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインに基づく見直し ・文言変更「VDT」→「情報機器」	2020. 09. 01

目 次

- 第 1条 ガイドライン
- 第 2条 主担当部署
- 第 3条 日常管理
- 第 4条 報告
- 第 5条 維持改善

情報機器作業労働衛生管理要領

規程番号 1003-0000-01-要制定日 2010年 6月15日 改正日 2020年 9月 1日

(ガイドライン)

第 1条 業務分掌における担当部署の管理者・担当者、作業者を管理する管理者および情報機器 作業に従事する作業者は、厚生労働省が定めた「情報機器作業における労働衛生管理のた めのガイドライン」(令和元年7月12日付通達「情報機器作業における労働衛生管理の ためのガイドライン」について参照)に従って、作業環境管理、作業管理、健康管理等を 行う。

(主担当部署)

第 2条 情報機器作業の労働衛生管理の主担当部署は、次のとおりとする。

111 MANUEL 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 1 1 1 1		
業務	主担当部署	
①作業環境管理	総務部	
②作業管理	各部	
③情報機器等および作業環境の維持管理	各部	
④健康管理	総務部	
⑤労働衛生教育	各部	

(日常管理)

- 第 3条 作業環境管理は、外部委託先等に要請し測定検査を行うとともに、必要な結果情報を提供する。
 - 2 作業者を管理する管理者は、部署の作業環境、使用機器等がガイドラインを満たしているか、定期的にチェックし、ガイドラインを満たしていないものがあれば、主担当部署と協議し、必要な措置を講じる。
 - 3 作業者は、日常使用し、管理している情報機器、机・椅子等の点検・清掃・調整等は自 ら行い、作業休止等を必要により取る。
 - 4 健康管理は、定期健康診断、人間ドック、成人病健診、眼科健診等により行い、必要により産業医の指導を受ける。また、作業者も自己管理の他、異常を感じたときや診断結果により、必要な受診や治療等に努める。
 - 5 労働衛生教育は、従事する作業に応じて、管理者の指示に基づき各部で実施する。

(報告)

第 4条 ガイドラインを満たしていない作業環境や機器等を発見したときは、速やかに管理者または主担当部署に報告する。

(維持改善)

- 第 5条 管理者は、主担当部署と連携してガイドラインを維持するよう改善を図る。
 - 2 改善提案の内容により、衛生委員会等の会議体で協議する。